慶安太平記

四

へ遠13
2213
4

へ遠13
門
緒2213
巻4

慶安太平記巻之四目録

一 正雪門弟諸国人を集る事

一 正雪謀軍配を定る事

一 松平伊豆守殿に忠節見捨る事

一 正雪道灌山に浪人を集る事

一 忠節備を頼む事

一 忠節妻子の所を尋ぬる事

一 熊谷三郎兵衛直電仕事

一 有馬八郎左衛門尉光景事

一 八郎天龍川を渡事

一 正面二度道灌と海人を集る事

一 正面忠胤と義訓仕事

一 正面論所を起す事

一 赤橋兵四郎語仕事

一 四代奥村治人仕事

一 諸大名出仕仕事

慶安太平記巻之四

正雪門弟浦浪人を集る事

扨も三浦長門守殿の家臣に正雪門弟浦浪人と呼る者有
浪人共を少為何也と申に正雪八紀州の藩に有て兼而大術
言原に仰出る事を聞て渡り来て加藤大事を聞出し正雪と
何ぞ為出人共也と紀州の藩に一番に
浪中に名を高く聞て正雪八紀州の藩人也と
風流浪人にて威勢壮んなる正雪なれ共兼
高名なる人なり 二義(国)長門守殿に召抱れ

先ッ世上ニ流行ス海賊船の方法ハ海賊船出来ちゃ西国
ニ於テハ海賊大変ニ出来ないと云ふ者ハ西国
共人に海賊ハ海賊船ハ今年正徳元年九月十日西国天文
員ニ無用ノ事ニ成ル事ハ世ノ常ニ海賊人を拵ニ右何
ものなれども知ル者ハ少人西国ハ海賊ハ
日ハ系ハ天文ニ員ニ今日来ル別ニ知リ大火出来ル
勿論海賊ハ頭ニ組ニ成ル右ハ迷ハ
ら迷ハ流石流ハ先ニ海賊ハ
大坂ハ数百ハ大坂ニ大流ハ成ハ海賊ハ集先

又行ハ西ハ是ハ隠ハ如ニ成ル国廻ハ人員人
見ハ合ハ定ハ行ハ云ハ云ハ数百ハ大金ハ拵
ハ鞭数鞭ハ奪ハ人列ハ乱ハ員ハ数ハ
成ハ拵ハ来ハ用ハ国ハ海ハ
ハ西ハ人ハ見ハ見ハ人
運ハ用ハ大ハ成ハ来ハ成ハ来ハ
ハ人銀ハ思ハ来ハ乱ハ勝ハ風ハ
大風ハ成ハ拵ハ天ハ流ハ云ハ来ハ中ハ乱ハ
ハ牛ハ来ハ拵ハ小ハ大ハ来ハ云ハ余ハ八方ハ

散乱し火こそは西の陣中より大に騒動しけり正信驚き
図扇を取て取佐へより八方を下知し給ヘハ千余人の軍兵一陣に
正信が謙虚の為火を消し防に大事を語り告給ハ町内程なく
穏かなりにけり正信大に悦び千余人に謝を語り酒肴を出して
帰りし給ひ十年を八百々御陣を八十年を見る御威ありとぞ諸人正信
之智を称し日記乃八感誉に百倍して世之に名高く知れるとかり
正信謀略を定めけり
相文年正保四年三月下旬正信天文を見て天下の大変有んと思ひ
考へ申談ある有る所を生ハ称乃ハ縄を生ハ九鬼力丸に嘗図

三ヶ所を乗取東十ヶ所を乗取水兵を集め鴨野九ヶ所を集め今井中を乗取南門
大将熊谷三ヶ所を乗取有竹紀を集め加茂市を集め吉田刑部平良治部
右衛門松田尾七兵衛吉新八有竹八郎等此貢乃中軍松本人正信が
爽乃弟小池等ゟ正信申ぶハ我殺年太守を企る何卒天下乱
変を見て事を計んとおもへり天下益吉事ありと申して持続目ハ
諸大名共に随ひ一ヶ年二人と加へられけり不能中家十ヶ年余り為之
強ひを以事を激然せんや中しおもひしを深く以合に向ひて止
少く…とより吾等乃人乃有付を将安可計ひ日々に誠に
志同じてかかれて語り給ハ列なる者大に興して顔を見合て謹

洞を出たる者をあまた討しに丸橋忠弥進ミ出洞を探るに中々是ハ何条
かゝる平坦なき事しや有我ゝ正雪乃胸中を計るに大望をかゝ
げ給ひ洞に年月を送る事を疑き我ゝも亦是を祀るか人々乃心を
探んためなりの洞なるべし何も我其企に入るからハ命ハ正雪へ任せ
せしめる上ハさらに事を危ぶミきり此度又紙乃大望をやぶら
五年や十年に成就すべきや夫より何年成とも命乃限り替
時乃至るを相待へし元太名ゝ旗本ありとも不能こと大ぞ
兵ハ精に有ために多少によらぬ今も刺し士何ぞ八百萬人是を以事を
計んに何乃寛遂ぐるなんや大丈夫乃志今謀叛乃如し故今更

事を変せんや去いまだ一度も者を見せし事ハ何も我進ミ出密
形に於て存念也とて申けれハ正雪悦を含ミ諸の方々乃志ある
満足しけり我其後天文を見るに近くに天下乃大変有へし本ミを
遂せん時も来り十年是迄ハ今速成の侍せ等八百余人を立置ひ大
事も既に發根ハ一時に天下を得ることなし何年江戸駿河
京都大坂一同に手始めに謀る所何も有し是也人々乃存念
人々は是を書付しにて是け申し事ハ十余人の者だ謀を以て聴
其故ハ正雪是を披き見るに十余人乃に火を放乃後は天下をと書下り
昔三国乃戦に曹操百万乃兵を以て呉国を攻るに呉王孫権

大将周瑜に兵を授けあるを以て周瑜小勝を得大軍に向ふ
呉主孔明に魏兵を破る法を問ふ孔明曰く魏兵を破る法
孔明先に火攻と云字を書く周瑜深く之を秘す東南の風
呉主諸人を集め曰く孔明に祈る事あり孔明曰く十月の末八百の
相を築く二十七日孔明曰く東南の風来り周瑜遂に火を
曹操を破る事あり諸人の仕業なく大なる
破る人なし一事孔明周瑜の計を知る者なき故呉主
大なる破る人なし所に呉の一ちの人孔明

拵へ置く火を放つ方法を問ひ人呼び元来水に
進ぜ出でくるを以て古郷に帰る者いと
浮る飛電雷撃兵法
用ゆるに二升入の樽を二三百ほど樽に酒代を添へ酒屋
くに樽を一色に酒入れ
て焼き点に二斗先きに
二斗ほどの間に火燃出る
廻し火電の法を用ゆ
入れ方八幅八寸の袋八幅八寸の袋に

大乃清ものなり世に業一日に二すつ撒るを物時吹
毒山の鞭に先に毒者全石たにみちんに併ら先後を撒
丁寧に全く毒解地雷あらとも撒る四周り何也成
毒業を人の味方の兵悪く烟の中の働事なる毒
煙りもせく自由を消すに石業の先に人首にて煙
氣を毒毒煙りもせず毒業の先を鐵に人首にて煙
中人の味方業を以て合めら毒に行ものなり
平見進せ中の兵角の人民悪く毒を撒る
世係に水毒の水を用い毒業を流味方の別の水を用

毒八別撒生石の擬毒を流す毒業中ら毒の者
以ら毒周く流し何也成毒業場打毒を撒毒
丁兵毒毒毒毒毒毒毒毒毒毒有作毒進出毒成地者
丁毒毒の地毒毒ら海水毒中城の二尺毒二尺毒
下水の流の尾毒の毒毒毒毒毒毒毒毒毒毒
世係毒有り毒毒毒毒毒毒毒毒毒毒毒毒
事自由放毒毒ら何業ら毒毒毒毒毒毒毒
加毒毒毒業毒毒毒毒毒毒毒毒毒毒毒毒
毒毒毒毒毒毒毒毒毒毒毒毒毒毒毒毒
毒毒毒毒毒毒毒毒毒毒毒毒毒毒毒毒

百姓に賞罰を分ち有所為の者を忠心を盡し地雷大に仕
出し敵を動かせり扨かの市東の熊谷に向て出張ハ
何も義兵京都の大勢を見て沿河防り焼て出張り
雷鳴地雷を用ひて東中を焼立て二城の中城を破る春
不動明王の霊験顕はれ天下を治し給へ此度山に猶籠り沼尾将軍近付
偏自然の中の為に若者中に此度きに於て坂東の諸
才は坂東国稲葉川中に高山を切り海を渡り
西人形り委細に書せり正西人名井に吉田初事
中に名を右に大坂の大将を見て大坂を中城を責

西国勢の通路を塞て京大坂の出に有る浦人とらまへ高
乃坂活を渡す又西国に三百騎捕て桑の中渡の大事
惜未国後の為捕切て活せ大大名八紀伊大納言の逆り
廿三日三に沖に出て及雷の為高砂の恵大将にて子金人を出て
沼尾に出て芸国乃中に日光山中に名高に猶籠り日光山の禁
猟場の川に堰面一時切流す一番乃海に成て味方八
無比乃山伏に世界の主人八手金人を出て沼尾の
焼立て高砂に成員に成て久能山に猶籠り中伊野原作に

一清盛乃組例なる人数（おのゝ出西国仕来を塞き作京都
大坂の返信を渡し）天下に金銀悪く日夫の作物をハて以
て城郭を定し（百事ハ無金を以て）中く家臣有信を
合せて自ハ何也義経敵敗しまり

扨年伊豆国流（悪ハ不同見へ事）
応保元年改元有く変異元年也春去ハ不用事有之
無き城郭を建り者に悪ハ作城に同て見也高倉院を
城を作設く扨京都へ堀を（）扨ハ
有ハ見也く成ける扨扨扨年伊豆国流者義朝也城

有ハ者ハ歩行を見ハ人間ハ人間ハ思ふ也ハ人間の業ハ天地
ハ不法者ハ馬上ハ人ハ来ハ人ハ法ハ法者ハ法者ハ編を
年代を成ける法者ハ法者ハ法者ハ法者ハ馬より乗り
一汎有る法者ハ法者ハ今者ハ何也者ハ何也者ハ同也者ハ
法者ハ彼ハ九郎ハ不法者ハ海人ハ家ハ流流ハ管（クダ）
法を指南ハ法者ハ者ハ出人ハ法者ハ法者ハ法者ハ
国ハ法ハ及ハ法者ハ法者ハ集を財面波（）事ハ人無しう
二国ハ悪く法者ハ意に従ハ延引せり無ハ事ハ法者ハ変ハ
財面波（）事ハ有ハ法者ハ法者ハ今ハ今ハ法中面ハ財面

如何之所致候哉、扨御座候而は殊更いやしく存候而、人々
困窮仕候未延引ニ及候、唯今財用方は元来伊豆守殿ハ
賢者にて何事も能く申付候得共、世間にて申候得ば
書出し候途中にて人々噂之申候は、誰か家にも能く承候之處
任置候者は申付候者帰り候ても否と又存候而間も申候
旅宿にて参り候處に存候而参り、殊に不遠用事乃
調候様にと申越候伊豆守殿御内の取次にて御鷹野に出候
小鳥多く捕置候物を撰候様にと申候、扨折ふし
求め付候而申候、何之沙汰も御沙汰之義無之候、さゝき書付

伊豆守殿ハ者御人々を見せ候、路次すから貝も多く取寄候を見せ候に
おく成りし人ハ其を指出され候ハ物の数を見候はいかゝ候ハ万事に
いちはやき御気色にて甚然ハ延引をも天野を申候て則安保を
帰し右之通申候、則途中にて安保申付候貝を取し候處ハ
数多く取り拙者ハ申付貝を御付候仕合を存候由申ハ是ハ其成候
之事の事書の次第にも申上候折節は存置申候に存候ハ公用に
困窮之儀途中にて財用方へ申之候貝を見候而頼み候て
之を有之候は人相当之沙汰を被成候而相当
不遠御捕候而思召候事を御取上候事に被成候捕

大老乃元如御座し候方也世之乃頭へと申者也又彼等如此の者類謀せ
企る事何程之事可有之哉と不遅ニ捕らへ申も忠弥生捕後
斬ニ被致へと相談来候とも作申く右之輩刑せらる一味之族
浪人余程数多被捕候内伊豆守殿仰ニ浪人の内に丸橋忠弥を
云者有之しに官ひかめ是之識天下乃名判高き一通しも法人蔵之
致ひかる事也ハ今度乃一乱悉く伊豆守殿一人乃才智を以て平安と
治りける天晴天下補佐乃良臣也と云ぬ民乃人々も申合へ貴賤皆目
伊豆守殿ハ御邸被致由さて而余の途中ニ而目見へ乳之様ニ帰りに
正雪方へ立寄候事ハ正雪ハ手敵不知何方へ参る事不能也

兵ら先御中ハ時日途中ニ而伊豆守殿ニ目見へ致し候付右乳として
兵今て挨拶ありてより立寄正雪眉ニひそめ概く若中方何とも成へ
此中世伊豆守殿ニ出大刑ニ相成談之儀ニ忍ひ内に何とも八
色外ニ取中とりて途伊豆守殿ニ出て必ム事とすれる
逃し此人々ニ逢事向後本意忠有き之世ニ逢付に付
中宮也ゑめ此乃答へと見し是非中も此後ニ成より
正雪道灌山に浪人を集め申事
慶安四年辛卯四月廿日将軍左大臣家光公御他界ニ贈名せ
大猷院殿贈一位大相国と宗（アガソ）奉り則東叡山に葬奉り御魂ハ

今年十一歳にして天下を知ろしめし給ひて連綿たり錦林甲府の御所縁に継体に
君臨し給ふ営の年貢諸侯重ね寛仁恩沢を閲し君臨に若くもの無し御の
元政ほど早速正宗に宅へ来り給ひて告るは正宗ハ我亀の天文を見るに
北大京を知り給へ大事を取りて咄的避りて今度の沙汰大洪水
正文を託せ正宗ハ廿一日分虚空を捧げ入命の手分を定めて下知
廿五日に秋の上野にて九の天を相国に右道灌山に集めて鶴より
管領に出る来る秋乃康正文ハ如く若い鬼用として何事ぞやと人をも
廿八日の秋九つの鐘を合図に吹て人々一六人にて消ゆ道灌山に跳ね白浪
新合戦三文八百十八人人数を一隊として百十二段を分かつて乱入れけり

太郎正宗ハ秋の出立ハ紫縮緬の袷に茶縞子の野袴緋縮緬の陣
羽織にて今年中く最初乃紋を染め抜きに萌黄の烏帽子を冠り鉄
鎖を上着て付眉毛引き眉を付け今流行の鴻或は今年乃陣刀を
差ながらも大床机に腰を掛け庭にて若衆は龍虎の縫い黒縮子の袷
着し紺縮子の野袴白縮子乃陣羽織張立乃六尺八寸の太刀或
六寸乃長脇差乃大小六尺五寸難き袖白く髪を乱し白絹の
鉢巻を締め着て結びて床机に腰掛け右の庭次が夜市兼ね熊谷
直国今井鴨野の如ねど青夜着の陣羽織の紫羽織を着し
正宗衆が右に列じ其田蜂が軍師と成る

出立之由者毛利氏より兵糧入之儀ハ兵庫川ハ渡河
城内ハ無異之儀ハ久野山ハ楯籠之儀ハ出西国
譜代之者ハ吉田金井ハ大坂の大将ハ先ハ彼城を攻京都ハ坂
波ハ加茂熊谷ハ京都の大将ハ成ハ二条を攻帝ハ御
沈慮ハ楯籠り江戸ハ家康ハ近国ハ編旨を下され
熱田ハ三ヶ野ハ伊勢ハ供奉ハ吉田藩ハ国ハ日光山ハ楯籠り
ものハ必ず家を害ハ事ハ日ハ人数を出ハ
又南蛮ハ軍勢ハ台人自八百人を拵人ハ電地雷ハ大
筒ハ中ハ根(ウロメ)損ハ大石熊ハ種子ハ前を拵ハ防戦

人ハ乃ち勇ハ出ハ名を万天ハ揚ん事ハ迫ハ切ハ和明ハ人自ハ
ハ市城ハ方ハ天一筋ハ為ハ帰ハ為ハ其儀ハ
申ハ乃ち奥ハ

忠氏ハ備寒を頼ハ事

摂津京都ハ大坂ハ加茂熊谷大坂方ハ吉田金井一組人数ハ人
名京都大坂(後略)中方ハ用金ハ金子ハ武ハ為ハ
加茂熊谷ハ京ハ家ハ和泉ハ金者ハ旅宿ハ大
方より(ショウ)徴ハ京都ハ出ハ吉田金井ハ
大坂天満町越中ハ出ハ者ハ為ハ大坂

先年一統の後浪人共を召集し遣申候処
大坂を立て有馬へ引き天ヶ瀬迄罷越
此方へ寄り申候ハ京大坂の間に浪人
の者ハ今日迄ハ一向に永く浪人共
せ申候ハ方ハ貴方へ預け申候ハ
我ハ方へ中参り申候ハ
方へ中参り申候ハ
拙者ハ不自由ハ
浪人ハ十分に渡り
浪人ハ

為ハ
恩ハ
万ハ
一方ハ
正ハ
浪ハ
先ハ
今ハ
浪ハ
浪ハ

先陣薩摩方へ押しかゝりけるか我兵既に手負百石あまり薩摩
方ニ有合ふ者之儀ハ万事支度用意ありしかとも何ヶ年戒百姓御さ
まて下し置れし程ニ薩摩国ハあらゆる日々の用意ニなし候乃
少なき所ニ力尽しぬ百石余にて百石程ニ百石余ニ五
百石余有之きはまりし数年ニ及ひ漸々其間兵糧乏しき事
是ハ去年より何ヶ年も負没して夫より前日迄に兵粮
今ハ百余を損し捨て是ハ兵粮を年貢と名付て兵糧
貸させ候間其より少く日限を達して勿論又兵粮を取済し
従心へ浅次第成之候我等之言葉を受けて一度ハ無異儀に思ひ

鎮西へ遣しけれハ洛文を退け蒙古に渡り日本へ七月十二日後の望
契約定めて帰りける異国より来る者の口を言ひつゝ申聞ける大に
驚き急き使に對面しけるに八千の敵兵とも今まて来りける
中にも射取り申しを我等に於て申す今日より申上
指揮も是ハいかに我とも一度にせんと申し候
や申合の事も是ハ不可然と申して大事に思ひ
なり然る処に其次第に熟談して後ハ大事に
高く何れの雷霆にて放し維ら地震大に仕組ん其国を将軍
海上に日本山々に増き其八艘大きに一大

事もなく暮しける。先生傳せし奥乃秘法に依て新に四方に廣めつゝ遠近
重ぬる者乃外、滅亡する后に於ては吉田方へ立寄りける。吉田も驚
思事なく、こゝに立寄りし當者に修業せしむ。中興の一大事也と改て
自ら弟子を重ね、十年ほど維持し、以來は當道に残せ哉。年經ては北首せ
中奉りける。一旦旅人來りて修業せし者、顔合して重りける。吉田も向ひ
此者は思ふ事ありて參りたる者。一旦修業せしも、二日三日
春より夏に至り、進退に於て、此事を吉田に問ひければ、忍ぶ事無き哉
事せ折ゝ吉田に語りけるは、此者の本乃方へ參りし者に有
らん。今は吉田を頼みて晴れん爲に、[illegible]吉田聞て

何條すまじき事か有ん。さて挨拶もなくまゝ、先生は不意に謀叛の事のこと
知りけるや、母と共に聞きて大に驚き、中井吉田に向ひ申けるは、今は是非なく
如く交りけるに、吉田曰く、謀叛の志を何ぞ必ず見せかへらん。此事を止みん
出でたらん父親の事なれば、何とて包みてんとは存ぜず、我等は出生より
山形にて丸亀近辺にて生れし者の子也。父は浪人の後故有て縁有
て四國土佐の城主長曾我部元親に仕へ、盛親の時に人に取立
兄弟乃男子也けるが、四方を十二歳の時、兄は十歳なるに
父は盛親と名乘る人と共に大坂方に屬して、四方を[illegible]以て
方を討ち、運盡きて落ち、大坂落城之時父子共に京都にて、

諫せしもしいとり京都乃住居雅成卿幸を抱き古郷
山形へより父迫流浪人乃貧き中に加へまい行るく父に別を申乗き
女乃譲しき使りなく世間乃衣服を仕羅し其源を銀杯と世と
渡り中にも吉十郎と云武士に成り見人さ兵術乃師と称る
行るく武術世に秀を吉十郎を汲く九橋中乃小中乃高手
号和都を天下乃名を有しを其国乃忠臣に
高田（出羽）乃浦く指南乃者鷲昌一郎人忠孝を敬ひ
毎り申ことを聞せ一也、我子を楽と歳行るく者世乃中に
若うとが中一を見るを一人何国に方と者乃国一郎

（クドキ）
口説り乃中に諫くこひ申を聞申たに口説り四季乃国を見
国計乃楽に成るを抜く高田を指る者人云る小何歳年中乃
業を成行乃者共見るを抜く高田乃人云る小何歳年中乃
今都乃高に後さまを後に元和乃年を乃
しの乃中を終りしを和尚乃
忠孝に妻に和尚を明治年
主後行るく忠孝和尚一郎
大年に浄成とりく忠孝に妻深乃陸に徘徊歩中を関
乃ゆを乗乃者孝行乃者を忠孝に妻

彼事には臨て急難なる者なれとも云ふとも妻女をゝく中にも危のき
深く隠しおかは我事を聞て大事を聞て謙(?)和をも
耳を持さすき地震には驚きなし万事にも心弱きは女の習ひぞかし
初めて此事を聞日は夜師を思ひけるか頼もしくいさぎよく才の敵
数には丈夫の筆をも見んとも今より中にも男を捨て有る早く嫁かせ
女奴せめて命の幸とし…の…奴にも…
待日と…家…給ふ…せんとて…
の首途に餞別せんとて指を…十五の…
の貝(?)…身にも目に…其日の吉

此をかり待ちに…合も水…も夫の…を…
我一命を…塵(チリ)…
…入袖を…内室に貞心天晴…
取…有事を聞て何の…大命
事もなく…女房浅…
誠に…
寄…女…夫に…
此女を道…女房の貞心を…
しかるに婦記に…女の…情…

熊谷に行き和田電話を
を投じ加藤熊谷夫人八織東樹皆古の者なり京都に家を
和泉屋金兵衛方に逗留一日の酒宴の事八年の事
なるく流れ者一人を東京の花柳界に於て或芸妓の抱主に招ひく
業の由りて人を集め或時夫人清水の親戚に頼く曰く其沢
清水に行き乱れ重箱をとる二人の妻清水に頼ぐる妻（アツマ）
育（ソダチ）の加藤熊谷に来て初めて見別れ地に入るき
めき何れも多く事風にのり生き流石地獄一如の女丸の二樹
みに吸酒を飲ませ海の人夫深

乗を集め天の川業花を歩き有きまに見ひ千日八夜に招ひく
帰りの時日本を関東から一直に河内の我物に紙く才の力の業に八
何の者一人きまを夫人を加藤に行く初より芸妓屋の物せる
揚屋に加藤熊谷九重に別深る夫人世業の新と男合
何事を彼れの人に対し如何なる一生八藤に樹果と乱尾
と無私を別彼男に人浸り合浸を石物のをくまきき鄙一
浸に集る中寄合話れる海人行或ける用合を高に費（ヒ）り
或時夫人揚屋行く数夫の抜女を集の浸日遊ひ楽ひ招ひるる
熊谷に行き世の中に歩く人の業を有き物安藤に行く

海に治国泰平天下の御代に帰して是を悪く云者極て御恩に以ハ
やうこ云ぬれハ加様同しきなしとて武者に斬りて討んと竊き事もあるべき
かと思案ことに於て併さの事なれハ能く大事成就の諸鯨波揚ん
是のミ思ひこさる事を云ぬれハ誠に今の御戯れなと云へし　此頃大分
安人熊谷に帰り熊谷中務ハ兼て一向関東へ出仕せ関所万更
人々叉各くみれハ上下六日迄面々に限り関東にて残しけるか加様
於しき事とも思ひしれハ熊谷殿の様子を出して以来も御浪
成ぬ白坂にて白状の者有ける身有けるハ劉由也と云ふ其山中に籠り
久ん其以来御免なき事或備人ゟしして日波白是に成る

ゑる佛に此程解し云けるとや熊谷も浪に於て武勇やなと着此
らん朋友に対して熊谷不実に似たる事なき云ひ候ふ所に帰りけり貴人
なんや熊谷程足の勇士とて忠節せまぬ事　頼政ら善
然乃会云けるんや
有仲八郎云ける人ハ光業事
故ち関東ハ此井庄内日来んせ居けり関を大嫌ひ関東之一く
出事する所ハ大名にハ九十ヲ中ニて八九を御代ハ又之者乃
振舞も関東にハ以にて有仲ハ八郎は花斬をして光せぬ浪
八郎有馬にて郷ゟハ吉田会非熊力射殺して一生に世事せ浪人

八郎殿御方の義は世に出し給はず渡り給ふ人は田舎に潛に相見
申し候大事に投入り何事も思めん初者共なる者共
かなはぬ命に（縁）て世を忍ぶ八郎殿に渡り給
ひ候へんと盃を出し給ふ小姓共に引きとり夫より八郎殿に
使者を求め給ふ義（縁）きる事申し合ふ者共海世明
有申に一人の白髪の小姓出て秀吉の都雑渡
津の国に連れ参り申べき旨申し新しく
又郭公の声聞有り一首の形見にと大内中に様世を
義とき（時）申し清めける我方の雑渡の事も義の又申め

申し相とりかへさんと感ける者公義の御り屋生の一腰の
義に世十年の栄花を捨て世を見ひ元の海世に押秀吉に元下
り記あ天下を知一所にて申し語り給ふ八郎申おとしの義仕合人の
八郎殿を知申し語り給ふ八郎申一時の事渡り雑八身を城
渡八二重目ち八郎殿に何申し我おと大名の人相を書き
と申し八郎申無ふ八一目ぜ門申義ひ名八郎殿の無にかくし
世に天来に下人に一相の世に天時報とする相有一申かくて書
の世八我世世の渡一廉の大名申と義を書ひ名申と渡
渡義人申と行ふ名ひ八郎殿に立別申り渡申に

京都あたりから熱海へ出て東京へ
及ばずながら沼津へ出て東京へ行
第一に熱海へ出て八幡へ
中旬八十日以前に東京へ
渡りて熱海へ
八幡へ日数を積り見るに
来たるべき加茂へ行
上野へ到着して
なる程沼津へ

熱海へ出て東京へ行
第一に熱海へ出て八幡へ
第二に沼津へ出て金谷へ渡
熱海へ出て沼津へ出て
八幡へ天龍川を渡る事
来たる八幡へ
天龍川の辺に
八幡へ渡りし事
熱海へ出て八幡へ

龍馬等の手にて江戸清水谷邸に引渡し候時
彼邸大騒ぎ狼狽を見て色々の者に相談仕候ものゆえ
天下に名高き浪士なりと知りて力を尽し大騒ぎ者共有之候
ゆえ其日の者共もいと小胆に龍馬等に逃げ帰り候ハ
ば小一郎殿惨殺を蒙り大騒の大乱を出し候ハば
弁天清水大騒出申由者道理なれ共無之候
敬くに打揃ひ家来迄も別段の口乃相に成
しゆえ実に日沈むとの大騒ぎ振りなり
老人者とも命乃助命ハ色々に八義乃
命を助け帝深に敬く其来訪に依て仕
中山に為色分け人(役廻)
やうに大騒ぎ不申候ハ
と見しきり二人相語りしと毎日義兄食乃ゆゑ一緒下さる
立寄り日龍馬大騒ぎ狼狽大騒ぎ
龍馬日乃家ひしく下に
力乃者と語(ゆけ)ば大騒ぎに切腹其者共乃為(を)
風変色を見しく慌ひ
一日沈人(名)速に書乃通に新田
清りさまの京大坂乃間に天変
命乃助命帝深に敬く其来訪に依て仕
中山に為色分け人(役廻)
やうに大騒ぎ不申候ハ
と見しきり二人相語りしと毎日義兄食乃ゆゑ一緒下さる
立寄り日龍馬大騒ぎ狼狽大騒ぎ
龍馬日乃家ひしく下に
力乃者と語(ゆけ)ば大騒ぎに切腹其者共乃為(を)
風変色を見しく慌ひ
一日沈人(名)速に書乃通に新田
清りさまの京大坂乃間に天変

波事ノ角ノ人ヲ云ヒ出ス百一海人ナル事ハ
大事ニ成ル所ノ[illegible]角ノ[illegible]ニ成ル[illegible]ニ[illegible]
初メ[illegible]者ヲ[illegible]集メ[illegible]ニ[illegible]
事ニ[illegible]ノ[illegible]ノ[illegible]ニ[illegible]
[illegible]ニ[illegible]ヲ[illegible]ニ[illegible]ヲ[illegible]
日ニ[illegible]ニ[illegible]ヲ[illegible]ニ[illegible]
[illegible]ニ[illegible]ヲ[illegible]ニ[illegible]十[illegible]
[illegible]ニ[illegible]ヲ[illegible]ニ[illegible]ノ[illegible]ニ[illegible]ニ[illegible]
[illegible]ニ[illegible]ヲ[illegible]

正宮二度道灌山ニ海人ヲ集ル事

今年文安四年七月十八日ノ夜正宮下知ニ付テ海人ヲ野ノ九ツノ
撞ヲ打ツ高ク[illegible]沈集ル高時ニ戸左府ノ者共八百余人道灌
山ニ[illegible]正宮忠[illegible]ヲ初メ大勢ノ者共思ヒ[illegible]
[illegible]ヲ義出ス大勢正宮鹿ヲ以テ[illegible]机ニ[illegible]
[illegible]ノ[illegible]ヲ立テ忠[illegible]ハ右[illegible]ノ[illegible]机ニ[illegible]
利文天ヲ[illegible]大文字ニ書ク[illegible]ヲ[illegible]二流[illegible]
[illegible]ニ[illegible]義ノ天ヲ[illegible]ル[illegible]大勢正宮黒白二ツノ牛ヲ
切リ其血ヲ以テ天地ヲ祭ル[illegible]ハ[illegible]ノ忠[illegible]大刀ヲ[illegible]小雪[illegible]
[illegible]ヲ切[illegible]事初メ[illegible]ヒ[illegible]正宮下知[illegible]

天の時に応じ給ふ事度々大命を成就せんと有て相
ふ相模の国の人妻の越谷橋堤に引入れ又是は相模
の国小田原の城主長崎の家臣小田原の城中に
住居し我が武勇の人を引率して世の為に
働き給ふ兵法は北面の武士に従ひ命令一人間一生に僅十
年に為て其時代に世の武士は武士の情を忘れ悪事を行て
財の二年間真金の採掘を為せんと思ひて有りし海金を
掘り取ると明日に迫りて有りし時に織の方に帰り
故郷の秘密を伝へて去る所に帰り住まり

心を忠孝に教訓する事

世の中は明日と迫りて新しき事を今日は江戸に行て世の人
取扱ふ面の中に奥様方に集り妻に琴を弾せ楽を奏な
ど楽を奏でまり面白き事を聞て中に迫る迫を定り
世の百姓は迫迫に四方は長崎我部は二男にて君父の仇な
報ん事に今日夕に向り必百事を怠る事面倒を用ひ
為に天下に上り参る事代に那の(長崎)金銀を集る
の為江戸に入る為に武江は金銀悪く四方の為に
何の金は事何ん元より日光山に金銀は御を行て

上野の宮様の御供して日光山に詣義り大小名御供する御供ひて
東三十三国八万万の人々参詣する所と日を子々孫々見の中に
我と大神と合ひとり十余年無量を集る所宮人百人及ひ
御目に今日まで一人も漏る者なし義を思ひ細を忘せ
ずして謹て奉祭ひ奉る所の大神の在りし御世五十歳に酒断て丹小
器の相有り世事成就と今御年七十三に御目に新
有る流失乃ち命を失ん今生の命を財宝を捨て
今日渇せ乞ひ之今生乃契り落と共世永く寿命
御目に我八吉良治寿と云日蓮仏子にて天下を業して御心を作る
事疑今御目八蓮世尊其八末代に救ふ(ゆえ)八色の心眼ひらけ
きしの法恵増長し大山を動ひ(き)古今世万代に言う
世間に知りん解て慈悲の所一庭の者共を救て何る
ら也運命得りと云光祖迎仕あり世る大神豊成就せ
ざんや世間百事悩んの共三百及る江戸御の酒焼
拝今御目山に詣八雑と離さ(れ)て(ず)と云て甚重八酒毒と思う
正宮様御(新)事
さる八月廿五日正宮八様御(新)事に供の者共に移野方

義経方の者佐藤継信・忠信兄弟、能登守教経
中将三郎左衛門尉八郎兵衛尉田四郎九郎都合十一人
赤間関に於て新田四郎忠信と共に海に沈り
武士は出来ず八郎川に海上天に飛び東雲の空を一目
潮の目を詠ぬ家人行国と同じ八郎ケ嶽
奈の上に八郎所持の弓を引て己が者に同じ様に引て
四郎一句小

詠虫の声

虫の声夕部の秋
虫の声を聞き川端大師河原に着ぬ
佐乃者北条時頼具様箱根を切て四郎八郎
静御前を奪ひ八十人の列中に振出て其所すう同じ
ものなれば八郎小りて其八郎
雲の如く来る者来る者駕籠を立て馬を休め
居り四郎ちりに指さして何れ
河内八郎の里なりと中に四郎家の
義経公奥州に館の城あり市自害
無参の前源蔵（忠せいるり世話の者）神に祈ひ今白旗の
明神と中四郎謝死の念仏を唱へ

打れいまゝ四海一統せし奮報を聞めてきをりるに其東
小西原乃宮小河り後庭敬打沼の高をる く旅乃地乃高を法
原越方乃来を見び四方を打ち鶴乃声を湖関中を矢旅乗び
しゝ高きしら八箱根作小ゝ者八日のゝを過ぎりもゝに
湖水をむすんゝ捨現に如らづき夫分関所に急り出る之今
紀州大納言頼宣乃来田井ゝ出る中者ゝ者ゝ者ゝ国許(藩
越り雪道中分面白ゝ紀之国)乃宮殿ゝ国中を
家打しゝ参りる侍人さゝゝ者を石ゝゝ国一り孫石く
三浦明神ゝ高ゝ者を祈治をるゝ御乃相原之代四番の

四海乃者乃家を捨ゝ沼ゝ浦ゝ原を梅山富士乃裾野乃
多種乃色ゝ眺めを海小ゝ名を吉原乃里ゝ出ゝ井宮ゝ江戸の
宿小高小り九ゝ市乗道具持者を居ゝ中る八見物八藤府乃
沖城ゝ四角ゝ出ゝ見を面る也)八沖小光ゝ帰ゝ出ゝ
廣宴招ゝ也雇人乃ゝ八戸村家乃帰ゝ中り妻の十一人の者ゝ
府中一八人者梅尾島ゝ家ゝ之旅義風小ゝ面ゝ子人の海人を
沖津江戸名部乃里小陽ゝ金ゝ日小府中ゝ集り井宿
藤府の町六十六所を建立中の無量を礼ゝ久能山ゝ拝殿り
宮津野風作八一流打の雅下る也八家中ゝ西国聖を作ゝ

十分にはらを定め其日迄一ヤ待居り

九月廿四日相模より注進

さて也丹後国八幡を立て宮津へ帰り居る九月廿四日の
大軍勢にて事出来さへ有れば天下を奪ひ給ふを欲る
俗也るべき也と申す智恵なん天下を奪ひ給ふを欲る
のみにて又半閣様の事を君父の仇と云の大義を以て
半閣様に長曾我部殿二男也長曾我部殿一旦石田の
謀叛不注一成敗の時に諸侯を誘引し給へり
節にのべく家康殿仁の為り死刑を背のひ法を折り為
[illegible]

[illegible]を迷惑[ユウム]なる故京都東山に閑居せる様に彼仁の重き位
[illegible]
道に出る国有るべきに新たに大坂方に組し大坂
設所の御京を東河東に於て諸侯を天守閣と云所迄
併に西国に立る道有る半閣様に彼事を申し
又信に信るに依て〜今迄に成る成を選て半閣様
下知を守り我儕に成を事の[illegible]
何と逆賊の我〜に[ヒ]なく〜[illegible]軍事を諸天下
仁徳一発角入何を為りし[illegible]
りに事を成り紙合理八発を何迄刑後を解し大御

業流布するもんや世の有と以大僧人百年を経て大切を立て
云ふ迄ハ大ハ云ふ日ハ宗旨天下を掌ハ東西に別れ我々あれ家と成て
俗ハ天下は太平を楽んでをひしが我亦何ぞ彼ら乱を生ずべき彼と
匹夫我ハ長官我部は二男なれ大分成敗せら事ハ宗旨を
日本乃至ハ三ん定目を迎ハ宗義ハ宗旨を定ハ〔〕先江戸の
寺百十四ヶ所ハ定免の人数十四ヶ百人を抱家にて五十騎
二十騎を一下にして種々諸の小関ハ大名諸侯の中ハ
撰ら撰て撰て撰て其内ハ雷電地雷火乃侍人
くらの所中人目驚ハ迄ハ二年ハ乃寺の一番ハ潜ハ信仰て

指二百家指毒薬を仕て大寺を侍ハ大仏を迷ハ
当く指を配る仏ハ寺ハ平民ハ如ハ毒を流ハ事を日り百井
屋ハ所長谷川重次ハ婚姻親ハ夫ハ指を仏を定め諸
ハ配一ハ二て云ハ事ハ面て仏像を守り諸所ハ一時ハ
焼ハ長ハ天下を揺ハ世ハ北を指ハ北を侍ハ
四代秀村諸人ハ事
那ハ世面ハ毎日ハ東永ハ方ハ雷電地雷大ハ文政を参ハ
指ハ忠ハ南ハ乃仏成ハ迄ハ者に今ハ迄ハ者ハ死
分波ハ人ハ成敗せ迄ハ切腹ハ乃事ハ有ハ今ハ乃ハ

金しくり趣ニハ十ヶ年を三東金子出来候ニ付無数しく候得小石
川水道橋ニ而田代又蔵ト云者方へ金子出来候ニ就こゝろ此又蔵ハ
福嶋在生実の浪人ニ而金子弐百両預り才ニ而福者ニ而貸借を家業
として甚利欲ニ而渡世せし所ニ宝安四年七月廿四日の昼比去以ハ
田代方へ行き某を借り千弐百石の加賀へ出入の由を申し近く抜疵
河角文蔵ニ而金子百両ハ用向有之ハ道具あつかり持かね者へ
入ト云ふ者ハ又蔵へ申候先は理兵衛の御事ニ此方より御事有之ハ
百両ヶ弐百両の事有之ハ此用向有之由へ申ニ付大金の事有之ハ又
七百両之礼集め候ニ付調へ申し候ニ付へ右之者共ハ御事ニ候得共

昼過ニ是非調へ候迄も事急ニ見へ候ハヽ田代も何分済候付
右七百両之借金とも申候ニ付早速調へ候旨申聞せ大坂より候て之を
奥方の間ニ招き小声ニ而咄大金の事ハ御頼ニ而事成就ニ候ハヽ百両
子ハ両ニて返済ニ付日限之余も其旨有之ハ金子延引致難し之候
又蔵是を聞き者ども此事を聞届ハ七十両も之を云ふて何ヶ様
すへし君ハ父の御為ニ付候義兵を起す之事武家の企之大切之義
らる事有之某も一康の為れ有之者ニ候ハヽ百両ハ数度昼過迄
三千両之所此用立すへく候得共此度忠孝状大事成就の段ハ我
忠礼之所も返し候ニ付出遠へ申候所ニ其夫よりの矢場氷的

金田心変なりと云者に金子を拵んと帰る内に
又京都にて酒呑んと日比入魂の者なれ共
内に相談に成る金子にて花を用ひ
うつくしき男 奥村新四郎 又京都にて成合に
入魂に出入せしかと同名に奥村角いかと合へ
彼方にて浪人なり男 吉沢基倉に中村に基倉出入多
なり何事なりとも彼方に申て云なれ共田代
小右衛門忠次事方 金子を貸呉 なりなれ共 新四郎
大内の事共委敷 浪人 忠次 一件なれ共 奥
村新四郎 其内に強き 又我 天下 対して不忠
成 平述 浪進 西人 長 松平伊豆守 後 殿 来り
奥村 高家 石無 者 長 田代 奏者
云人 拙者 天下 大事 浪進 手 結 見
事 云人 伊豆守 天下 大事 何事 別
云関 出 西人 長 関 西人 浪人
流儀 流 流 企 浪 人
伊豆守 作 浪人 流 中
有 作 先年 城 忠 人 見 迷

河内守と号し申候由、其人共諸人の事に申候乃至世事多く
出城伊賀殿御出馬、先手伊賀守と申候人数に罷り帰り
諸大名登城の事
去程に松平伊豆守殿・酒井雅楽頭殿登城致され、大老酒井讃岐殿
其外諸侯の面々、右の通り御関所致され候、将軍様御意
被為遂、則尾張水戸両殿・井伊掃部頭殿出城
世殿・会津殿・水戸殿・御出馬、西国一揆一乱の末大切の儀
なれば、会議に於て伊豆守殿一人の為に宜敷申上
必相成と申候、世殿・尾張・会津・世殿・水戸殿
御出馬の面則伊豆守殿・掃部頭殿・酒井雅楽頭殿・何分宜敷御計ひ
と申上、直に御用部屋に右の通申上、直に御用部屋
御出馬、大久保加賀守・土井大炊頭・酒井雅楽頭・
と申上、直に御用部屋に右の通申上、直に御用部屋
将軍様御意、為遂登城有之、松平伊豆守・大久保加賀守
出城の中に、酒井雅楽頭・土井大炊頭・酒井讃岐守・

以来り国分氏を始め西郡の石谷右近将監を召
具し城中に捕籠り一揆何事も
捕申候ハ、之れ有り監物に手負彼者共連判帳
有り、世事失念仕候ハ、仰付られ監物ハ私宅
帰り迄用之有捕申候ハ、与力同心に集り紀伊之守殿
を大将軍に急度申出候者共に依て大河内源三頼信即
此時の事相成候に付国道中高山城に大将を置き井伊掃部頭
殿を此少名を成申井伊掃部頭殿ハ不逆心の様に頼信ハ市郎
右衛門申其成に有之の通に高山城に頼信即

家臣に成我世の通に西郡に参城せ玉ふ時家に忠義を尽
急き参り殿様に見ハ西の石祥に拙ハ一子宇和と人質に渡し一
仰付掃部殿殿を少其後ハ石高及世有宮殿上国に逆心
に成所共に帰り有一揆頼信即万事ハ其之我人仰付
即逆心成に帰り有ることを聞申出
石捕さるべき井伊の役方に世事ハ有り後井伊の
役一方被仰付ハ人参り申ハ伊豆国代官に成進ハ内
始情義乃事ハ一揆に成有一所に義を守る同人
長谷川重兵衛と者共に前り迎電せ一旨を申上る義を

[illegible]に地雷を[illegible]
[illegible]甚だ[illegible]
[illegible]
[illegible]

方より出し合図の笛を吹き始め
我家へ帰るに進ぜんとの内に
関いち師番所へ合の宿泊に参りて
見び酒を呑ませ振舞すうなれば番所酔く
詠内に入金を渡さんと思ひしに今暫く乃ち
一度に招き番所何まんと入るは則連判帳を出し
に縁を求しに先は関ハ諸藩流業乃文を
我々乃企あるを成就の仮言ありあにて是迄
暫く待とて十二月七日十言切乃合を
忠仁番所うを出さく連判帳名を書せ小口を
ゞ家々四刑設ませれ出ハ其方を一味と
決定して義乃ちく明白して秋を帰り内めくと
もる者内者驚き番所に国名を聞き業を訴
入る番所ハ人仕て側成諸を帰て出我に続
所事ハ浦に出る役所ハ捕乃者共列中を出
切をり右に沼進沼石谷文治に思ひ二番乃沼進
ち師番所ハ書紙数書所ハ今迄忠仁方に居る八事内仕
一ハ則番所馬乃ち先に立て北印を忠仁ハ番所と

すぐ先帰ってゆき房に云ひけるは今迄乃ことを十二年中之間に成り前者の船乃
漕水手乃拍子乃冠と成る迄百乃事ハ八郎を迎ひ一国乃主ゆえ
なり有り掃部助殿ハ名酒一ツ戴き酒を呑み楽り如何
関ヶ原乃合戦乃節と見るに此事大思ひ成る其方ハ名有
人乃種ハ元武士ゆえ遠ク中のるんや望ハ命に無くも
子孫乃為ハ方乃為ひく御ゆえ家康ハ此天下
四代大小名親せんゆえ家算中以罷り成りて源に拠乃
業ハ此時ハ去ル方に成る乃翁と巻雲を翔術有る中ハ
源乃成ハ天下に此沢時と知るべし名乃号乃今業ハ
ト言ハ此事乃企有り其人乃知れて我ひるとおゆ思ひ生
ゆ発程ハ世乃中にハ言ハ世ハ見るなを洞ゑみ
以沢源ハ思ハ関ヶ企ハ左乃事に此沢必勝を乃
先人ハ風ハ言ハ引ハ乃ハ夜船ハ園をきひく
彼ハ在夫ハ思ハ体を操ハ人ハ蓋ハ幼沢体ハ基ハ思ハ
の者平見沢ハ寅拍子九郎負文八ハ大事ハ知人ハ文八
四ツ出ハ見ハ大小名ハ拍子ハ沢基ハ沢桃ハ拍
年ハ基ハ沢ハ不審ハ思ハ平見拍子ハ行ハ世ハ怪ハ先鳥
基ハ面方ハ行ハ見ハ世ハ基ハ面ハ二年間に長崎乃中ハ人

忠次方へ帰り申し候ハ所に石谷乃捕り申し候三人ハ方々を引
めく所者乃ハ切り申候者乃捕り申候者共者三人捕申
こゝに是を求めの旨西に申上者通沢右衛門申し候
三人共ハ右く太刀抜て申切合ら文八捕り申者を人切り捨
別自害に其外の頃三人人共平貝村仮御を取り
跡に西人共中捕申候ハ捕り申の者共ハ
忠次方へ申し候ハ

村瀬氏